

3. 国内支持

(1) 国内支持に関する規律

日本提案のポイント

○国内支持の基本的枠組みの維持

我が国をはじめWTO加盟国は現行の国内支持の基本的枠組みを前提に農政改革に取り組んでおり、農政改革を安定的に推進するためにはこの枠組みを維持することが必要です。

○農業の実態を踏まえた「緑」の政策の要件見直し

その上で、農業の実態を踏まえた農政改革を推進する観点から、「緑」の政策の要件を見直すことを検討すべきです。

- ★ 各国の農政改革において重要な「緑」の政策には、「生産に関連しない収入支持」、「収入保険・収入保証」があり、これらは、

ア. 「生産に関連しない収入支持」については、農家への支払額と現在の生産量や生産要素との関連性を完全に切り離すこと。

イ. 「収入保険・収入保証」については、①3割を超える収入の喪失があった場合、②喪失分の7割以上を補填しないもの。

という要件を満たす必要があります。

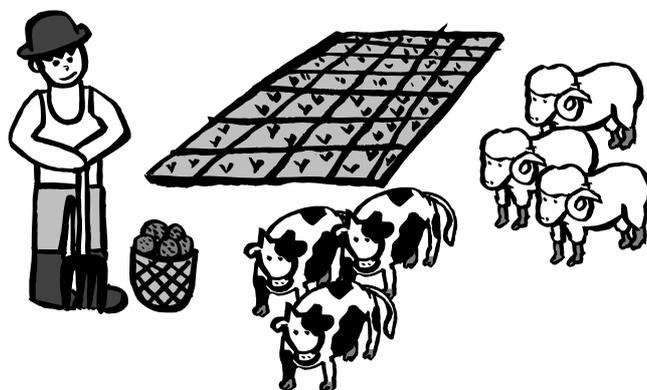
ところが、これらの要件については、それぞれ、

ア. 農業生産に密接不可分に結び付いている多面的機能を考慮していない。また、生産の現状を反映させた支払ではないことから、現在困難に直面している農家を必ずしも救済することができない。

イ. 農業経営は需給変動や自然災害の影響を受けやすく、収入の激減に対して営農の継続を図るためには不十分である。

という点で農業の実態と乖離しています。

注：現行の基本的な国内支持の枠組みについては、削減対象外とされている政策（「緑」の政策等）と削減対象とされている政策（「黄」の政策）に区分されています。「黄」の政策については、基準期間における国内支持総額（AMS）の20%を実施期間（1995-2000年）において毎年同じ比率で削減することとされています。



- ★ UR合意以降の実施状況を見ると、これらの要件に合致する施策として米国の直接固定支払が実施されていますが、生産をめぐる情勢の変化に対応できず、追加的な支援を余儀なくされています。

【生産に関連しない収入支持の例】

○米国・直接固定支払

- ・ 96年農業法により、不足払い制度の廃止に代わって導入され、過去の作付け面積を基準に予め定めた額が毎年支払われる。98年以降は穀物価格の低迷、干ばつ等の自然災害等により農家経営の安定のためには不十分となり、追加的な下記の農家救済策が必要となった。
- ・ 「緑」の政策として通報。

○米国・農家救済策

- ・ 98年以降、農家救済策が導入され、逐次実施されている。救済策の大部分は、自然災害への支払のほか、直接固定支払の追加的な支払いとしての穀物価格低下等に対する市場損失支払である。
- ・ 市場損失支払のWTO協定上の位置付けについては、未通報。

①99年度包括歳出法	：約60億ドル
②2000年度農業歳出法	：約87億ドル
③農業リスク保護法	：約71億ドル
合 計	：約218億ドル

【収入保険・収入保証の例】

○カナダ・純所得安定口座（NISA）

- ・ 91年に導入された農家の農業所得全体を対象として運営されている積立基金制度。
- ・ 農家、連邦及び州政府の資金の拠出により基金を積立て、当該年の農家所得が、過去5年間の平均を下回った時に、その差額分を当該基金より引出し、収入の安定化を図る。
- ・ 保証水準が平均所得の100%であることから、「黄」の政策として通報（最小限の政策として削減対象外）。

- ★ 従って「緑」の政策の要件については、これまでのUR合意の実施の経験から、農業の実態を踏まえた農政改革を推進するため、以下の改善を行うべきです。

- ① 各国における農政改革の方向と現行協定との乖離の是正の観点から、「生産に関連しない収入支持」の要件について、生産要素をはじめ生産の現状をより反映させること。
- ② 市場指向的な政策転換を進める上で必要とされるセーフティネット政策の円滑な導入のため、「収入保険・収入保証」等について発動要件、補填割合の制限を緩和すること。

(2) 国内支持水準

日本提案のポイント

○現実的なAMS水準の設定

削減対象の国内支持総額（AMS）の約束水準は、各国における農業の多面的機能の発揮やこれまでの農政改革の努力と今後の着実な推進を損なうことのないよう現実的なレベルとする必要があります。

○農政改革過程の連続性を確保するAMS基準値の設定

AMSの基準値は、農政改革過程の連続性を確保する観点から、UR農業交渉合意時に定めた2000年の約束水準とすることが適当です。

- ★ 農業の多面的機能を十分に発揮させるためには、一定の政策的介入（国内支持）は不可欠です。AMSの約束水準については、このような農業の実態を踏まえ、各国における農業の多面的機能の発現を損なうことのないように、農政改革の進捗状況に合わせて現実的なものとする必要があります。
- ★ 各国のAMSの水準は、それぞれの国で農業生産を維持する必要性から、生産条件の相違、他産業との生産性格差等によって設定されてきたものであり、これを農業生産額に対する一定の割合とすることは合理的ではありません。

山岳を切り開いて行うアジアの稲作風景



〈フィリピン〉

広大な平野で機械化の進んだ豊かな穀倉地帯



〈米国〉

〈国や地域によって農業の生産条件は様々であり、その土地に応じた生産手法、政策が必要とされています。〉

- ★ 各国とも農政改革を着実に推進し、AMS約束水準を満たしています。しかし、各国ごとの生産条件の相違、他産業との生産性格差により、それぞれ必要とされる国内支持水準に差があるのは当然です。

AMS約束水準に対する実績の比率

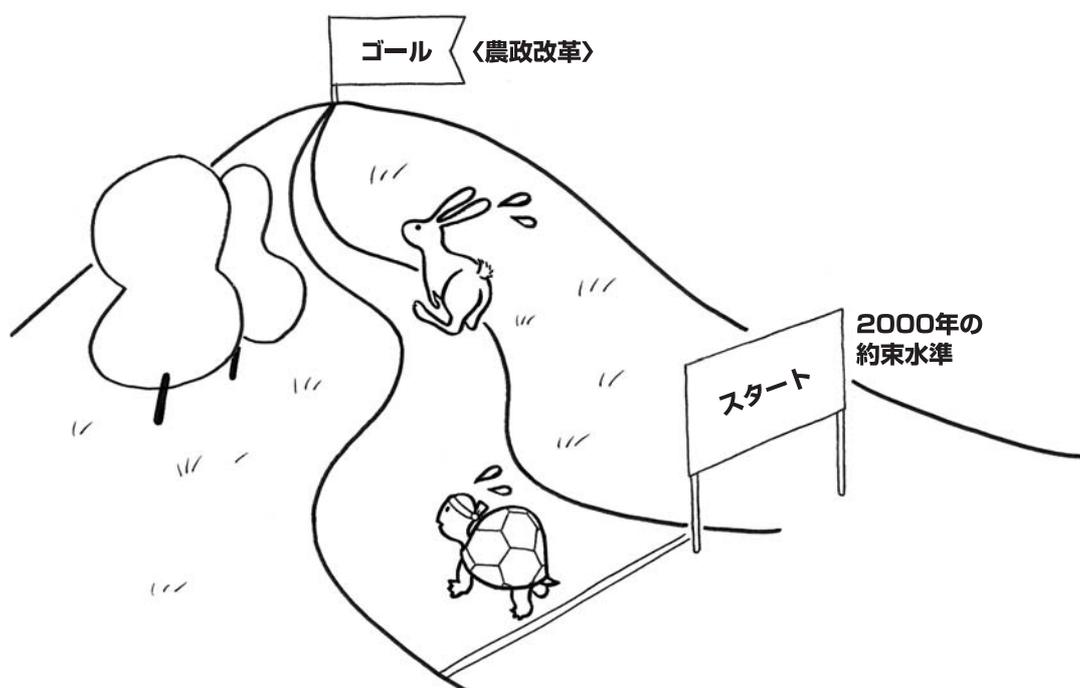
(単位：億円、百万ドル、百万ECU、百万豪ドル、百万加ドル、億ウォン)

	基準期間助成量	2000年の約束水準 (A)	実績 (B)	(B/A)
日本	49,661	39,729	31,708	79.8%
米国	23,879 (27,000億円)	19,103 (22,000億円)	6,238 (7,100億円)	32.7%
EU	80,975 (98,000億円)	67,159 (82,000億円)	50,194 (61,000億円)	74.7%
豪州	590 (430億円)	472 (350億円)	120 (90億円)	25.4%
カナダ	5,376 (4,100億円)	4,301 (3,300億円)	619 (470億円)	14.4%
韓国	22,595 (2,200億円)	17,978 (1,700億円)	15,628 (1,500億円)	86.9%

注1：実績の欄の数値は、豪州、韓国は98年、日本、米国、EUは97年、カナダは96年のものである。

注2：()内の数値は、99年平均のレート(IMF)で換算したもの。

1ドル=113.91円、1ECU (EURO) =121.51円、1豪ドル=73.49円、1加ドル=76.67円、1ウォン=0.096円



4. 輸出規律

日本提案のポイント

○輸出奨励措置に対する規律の強化と輸出禁止・制限措置の規律の確立

輸出入国間の権利・義務バランスの回復、及び食料輸入国の食料安全保障の観点から、①輸出補助金等の輸出奨励措置に対する規律強化及び②輸出禁止・制限措置の原則輸出税化等の規律の確立が必要です。

★ UR合意により、輸入に関しては関税以外の国境措置を原則として関税に置き換え、削減することになりました。これに比べ輸出補助金等の輸出奨励措置や輸出制限・禁止措置に対する規律は緩やかなものとなっています。

このような輸出と輸入との間の権利義務バランスを回復するため、輸出に関する規律をより一層強化することが必要です。

★ また、輸出国の行動が輸入国の食料安全保障を脅かすことのないよう、貿易の安定性と予見性を高める規律が必要です。

★ 具体的な輸出規律強化の例としては、以下のことが考えられます。

①輸出補助金

- ・輸出補助金の更なる削減
- ・ロールオーバー等に対する規律を強化
- ・輸出補助金単価の譲許とその段階的削減
- ・開発途上国関心品目・市場に対する輸出補助金の規律を強化
- ・OECDでの議論を踏まえ、輸出信用に関する規律を強化
- ・輸出補助の性格のある国内支持につき輸出規律の対象とするよう規律を強化

②輸出禁止・制限、輸出税

- ・輸出禁止・制限措置を全て輸出税化
- ・全ての輸出税を譲許、輸出税が適用される品目の一定量につき輸出税を非課税とする枠を設定
- ・輸出税の設定までの間に臨時的かつ短期間で輸出制限を講じる場合に備えて、発動条件、導入に至る手続き、導入措置の内容、導入期間の期限の設定に関する規律を明確化



5. 国家貿易

日本提案のポイント

○輸出国家貿易と輸入国家貿易の明確な区別

国家貿易については、市場に対する影響度合いや国家貿易に係る現行協定の規律内容を踏まえ、輸出国家貿易と輸入国家貿易は明確に区別することが必要です。

○輸出国家貿易の規律の強化

その上で、特に国際市場全体への影響の極めて大きい輸出国家貿易については、その行動の透明性と予見可能性を高めるための規律の強化や、国際的な農業貿易の安定化を通じた多国間の食料安全保障への貢献を求めることが必要です。

- ★ 輸出国家貿易と輸入国家貿易には、WTO協定に基づき各種の通報が要求されますが、輸入国家貿易に較べて輸出国家貿易の通報の義務は緩やかなものとなっています。また、ガット17条は国家貿易に関する情報提供義務も、商業上の利益を妨害するような秘密の情報の提供は要求されないこととしています。

従って、輸出国家貿易は、国内価格より低い輸出価格の設定による輸出促進や国内の生産事情に応じた輸出量の調整等の措置を行うことができます。

現行協定における輸入国家貿易と輸出国家貿易の規律

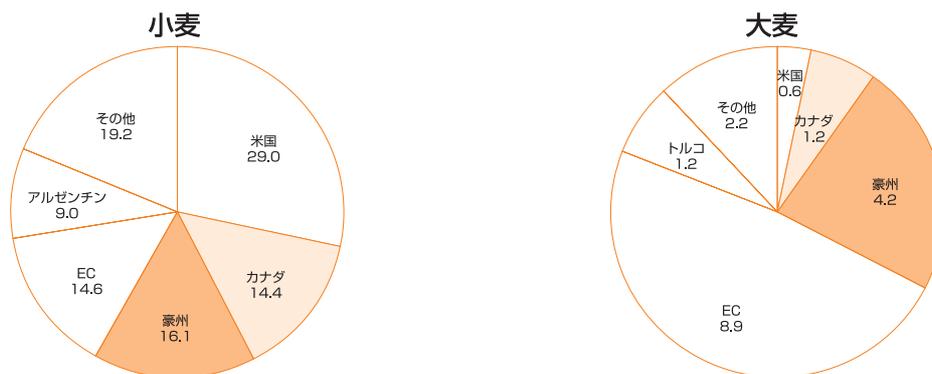
通 報 名	根拠条項等	輸入国家貿易	輸出国家貿易
農業協定に基づく市場アクセス通報	農業協定第18条2	国家貿易に関し、関税割当を実施している場合には、割当方法、輸入実績等を年度毎に通報する義務	通報義務なし
輸入ライセンシング通報	輸入ライセンシング協定第5条	国家貿易に関して輸入許可手続きが存在する場合には、その内容を通報する義務	通報義務なし
国家貿易通報	1994GATT第17条4 GATT第17条 解釈了解	国家貿易企業の目的、業務内容（取扱数量、価格等）について、3年ごとに通報 上記の通報においては、法令や公共の利益に反したり、国貿企業の正当な商業利益を害するような秘密の情報の提供は要求されない。	国家貿易企業の目的、業務内容（取扱数量、価格等）について、3年ごとに通報 上記の通報においては、法令や公共の利益に反したり、国貿企業の正当な商業利益を害するような秘密の情報の提供は要求されない。

★ 輸出国貿易は世界貿易に占める割合が高く、その行動によっては国際市場全体を不安定にする恐れがあります。

世界の主な輸出国貿易の事例

国名	実施主体	対象品目	活動の内容
カナダ	カナダ小麦ボード (CWB)	小麦、大麦	輸出独占、国内生産の買入れ・販売価格の決定
	カナダ酪農委員会 (CDC)	乳製品	脱脂粉乳等の輸出、スペシャルミルク制度の運営
豪州	豪州小麦ボード (AWB)	小麦	輸出独占、生産者買入価格の決定(プール制)
	豪州酪農公社 (ADC)	乳製品	チーズの輸出及び輸出ライセンスの発給
N Z	NZ酪農ボード	乳製品	輸出独占

小麦・大麦の世界輸出量における豪州・カナダの占める地位(1998-99年 百万トン)
豪州・カナダは国家貿易企業が輸出を独占している



資料：USDA

★ 従って、輸出国貿易の行動に関する透明性と予見可能性を高めるためには、以下のような規律が必要と考えます。

- ① 時季別の輸出数量、輸出価格及び調達価格等の通報
- ② 政府からの財政支援の禁止
- ③ 不測の事態を想定した最小限の輸出や備蓄の義務付け等、国際市場の安定への貢献

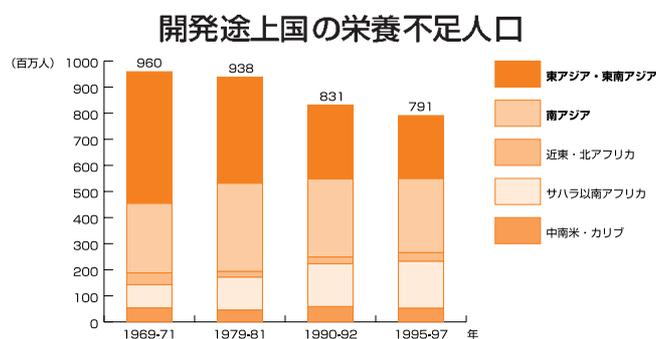
6. 開発途上国への配慮

日本提案のポイント

○食料安全保障のための貿易規律上の配慮と国際備蓄の枠組みの検討

多様性と共存の時代である21世紀においては、それぞれの国の置かれた状況やニーズに配慮した対応が大切です。特にWTO加盟国の3/4を占める開発途上国については、飢餓・栄養不足問題を抱え、食料の安定供給の確保が国際的にも最優先の課題になっています。我が国はこれまでの開発途上国との対話を踏まえ、飢餓・栄養不足問題の自助努力による解決ができるよう、貿易ルールへの配慮、食料安全保障のための国際備蓄の枠組みの検討を提案していきます。

- ★ 現在、約8億の人口が飢餓や栄養不足に苦しんでいます。そのうち特にアジアでは5億人の栄養不足人口が存在しています。加えて災害や経済危機等により、大量の援助需要が発生しており、食料援助が重要な施策の1つとなっています。



- ★ 既に存在している国際的な食料備蓄機関は、効率的に機能しているとは言い難い状況にあり、今後備蓄規模、財政負担、緊急時に機動的な支援ができる体制を検討していく必要があります。

【アセアン・コメ備蓄】

- ・ 1979年に設立
- ・ 備蓄量はアセアン各国併せて6万7千トンと僅かである。



1998年インドネシアで起こった大規模な食料危機（コメで200万トン相当の不足）には対応不可

【SAARC（南アジア地域協力機構）食料安全保障備蓄】

- ・ 1988年に設立
- ・ 各国がコメ、麦の備蓄を行う



SAARCの活動が休止状態にあり、備蓄の実績なし

- ★ 世界の食料援助は、米国、EUが小麦・小麦粉等による援助を行っています。また、我が国はコメを中心に世界第4位の援助実績があり、今後もコメを中心とした食料援助で貢献できる可能性があります。

供与国国別援助実績（1999年） 単位：万トン

	穀物			乳製品・ 油脂等	合計
		コメ	小麦・小麦粉		
米国	813	52	609	111	924
EU	226	6	150	19	245
カナダ	41	1	39	2	43
日本	35	20	12	2	37
中国	23	6	3	—	23

資料：WFP（世界食糧計画）

- ★ 我が国は、深刻な飢餓・栄養不足問題の解決に貢献するため、これらの問題に直面している開発途上国が行っている食料自給力向上の努力を妨げないような農業協定上の規律の適用と、食料援助を円滑に実施できるような国際的枠組みの検討が重要と考えています。

1. 食料安全保障の達成に配慮した規律の適用

- ①国境措置に関する規律：食料安全保障の確保のための大幅な柔軟性
- ②国内支持に関する規律：国内消費向けの食料増産に必要な助成に配慮
- ③輸出規律、国家貿易に関する規律：過大な負担とならないよう配慮

2. 食料安全保障上の要請への対応

二国間や多国間の食料援助のスキームを補完し、一時的な不足等の状況に際して現物の融資を行うことができる国際備蓄の枠組みの検討



〈開発途上国の深刻な飢餓・栄養不足問題を解決することが、開発途上国の社会の安定と経済の発展ひいては世界の平和と繁栄のために極めて重要です。〉

7. 消費者・市民社会の関心への対応

日本提案のポイント

○世界最大の食料純輸入国である我が国の消費者・市民社会への対応

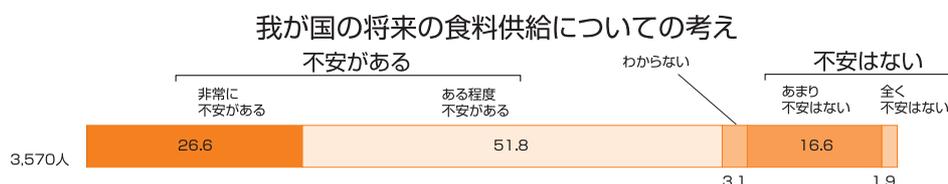
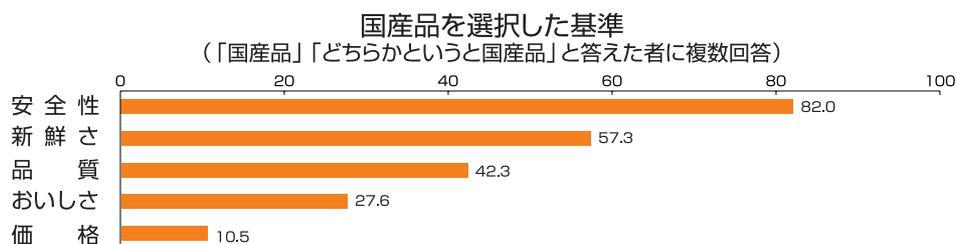
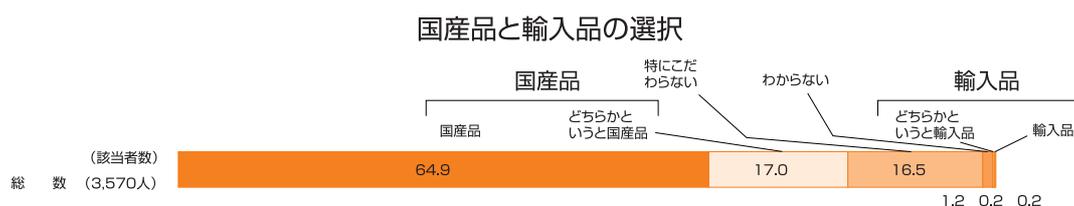
食料の6割を輸入に依存し、また世界最大の食料純輸入国である我が国の消費者・市民社会の関心に応えるため、以下の点に貿易ルール上十分配慮することを提案していきます。

- ① 食料の安定供給
- ② 安全な食生活の確保
- ③ 食品に関する消費者の選択を可能とする情報の提供
- ④ WTO農業交渉に関する情報の積極的な開示・提供

★ 21世紀の農産物貿易ルールを決める農業交渉については、消費者・市民社会の関心を的確に反映させていくことが不可欠であることから、政府としては、地方レベルでの「意見を聞く会」の開催、投書・Eメールによる意見募集、世論調査等を実施してきました。これらで示された国民各層の関心を交渉に十分反映させるべく取り組んでいきます。

〈我が国の消費者・市民社会は、食料の安定供給や食品の安全性の確保を強く望んでいます。〉

「農産物貿易に関する世論調査」(2000年7月実施)(抜粋)



- ★ この提案を作成するにあたり、消費者、経済団体、農業生産者等、我が国の幅広い立場の方からいろいろな御意見を頂きました。代表的なものをご紹介します。

WTO農業交渉に関して寄せられた御意見（抜粋）

- 国民に必要な食料の確保に国が責任を持つべきと考えます。
- 輸出国の利益のためでなく、輸入国や途上国の利益を十分考慮してほしい。
- 貿易の促進が最優先の課題となるのではなく、食品の安全性の確保が最も重視されるべきです。
- 安全性が確保されない限りは、各国の予防的な貿易制限措置が認められるべきではないでしょうか。
- 表示の義務付けの国際ルール化など、消費者の商品選択が可能となるような情報をもっと提供して下さい。
- 将来にわたり消費者が安心して暮らせるように、安定した食料供給をお願いします。
- GMO（遺伝子組換え体）などバイオテクノロジーに関する議論については、他の国際機関との役割分担に留意すべきではないでしょうか。
- 今後の交渉の経過についても情報公開を積極的に行って下さい。



〈日本、岐阜県高山市陣屋前朝市〉

- ★ 我が国の消費者・市民社会が、真に安全で安心した食生活を確保できるように以下の項目について提案していきます。

①食料の安定的な供給

- ・ 食料自給率向上のための努力を著しく阻害するような助成・保護の削減の拒否や輸出制限措置等の国際市場の不安定性を増幅させる措置への規律の強化、輸入国家貿易等食料の安定供給のための体制維持。

②安全な食生活の確保

- ・ 貿易ルールの検討に当たっては、食品の安全性の確保が第一義。

③食品に関する消費者の選択を可能とする情報の提供

- ・ 輸入品・国産品を問わず適切な表示による情報提供を行う体制を構築。
- ・ 遺伝子組換え食品の表示に関しては、コーデックス委員会において国際的ルールを策定

④WTO農業交渉に関する情報の積極的な開示・提供

- ・ 交渉の透明性の確保の観点から、十分な情報開示と必要な意見表明の機会の提供。